

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3100号及び第3101号)

令和6年8月13日

横情審答申第3100号及び3101号

令和6年8月13日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年4月27日旭高第177号及び第178号による次の各諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和4年度旭高第2394号「令和5年1月19日付開示請求に対する一部開示の決定について」、令和4年度旭高第2394-1号施行文「一部開示決定通知書」」ほかの個人情報開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表に記載の保有個人情報を特定し、開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表に記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の各開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年3月16日付で行った個人情報開示決定（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関は、本件各処分に係る個人情報本人開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）の記載から、別表のとおり本件保有個人情報をそれぞれ特定し、本件各処分を行ったと説明している。

4 審査請求人の本件各処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件各処分に対する意見は、実施機関は提出した文書に黒塗を施し「広聴について」などとすり替え隠ぺいを謀っているが、審査請求人が請求した一連の文書を開示するよう求める、と要約される。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件審査請求は、新条例施行前の横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「旧条例」という。）に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 本件審査請求の対象保有個人情報について

本件開示請求書の記載から、審査請求人は、令和5年1月19日付で実施機関が起案し、決裁した文書及び審査請求人が提出した開示請求書並びに令和5年2月6日付旭高第2394-1号及び第2394-2号の発出に当たって起案し、決裁した文書の開示を求めていると解される。

(3) 本件保有個人情報の特定について

本件各処分に対し、請求した一連の文書を開示するよう求めるとの審査請求人の主張を踏まえ、保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

本件開示請求書の「令和5年1月19日付で各文書を起案し、決裁した文書の開示を求める。との請求に対し、実施機関が請求外文書を全部開示決定と開示された。請求した開示請求書の閲覧。と令和5年2月6日付旭高第2394-1号により請求外案件を表題に謳い全部開示を謳い故意に文書開示を遅延させている処分に対し再請求。本書令和5年2月6日付旭高第2394-1号を発出するに際し、起案し裁決した稟議文書の開示。不法開示を繰り返すなら以後は、総務部人事課に請求する。」等の記載から、実施機関は保有個人情報として令和4年度旭高第2394号「令和5年1月19日付開示請求に対する一部開示の決定について」に関する起案用紙、開示請求書、一部開示決定通知書（案）、対象行政文書、令和4年度旭高第2394-1号施行文「一部開示決定通知書」及び令和4年度旭高第2394-2号施行文「一部開示決定通知書」を特定しており、実施機関の本件保有個人情報の特定は、妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を特定し、開示とした決定は妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

別表（実施機関が令和5年3月16日付保有個人情報開示とした本件各処分）

答申番号	諮問	保有個人情報	審査請求人の 本件各処分に対する意見	実施機関の 処分理由説明要旨
第3100号	令和5年4月27日 旭高第177号	「令和4年度旭高第2394号「令和5年1月19日付開示請求に対する一部開示の決定について」、令和4年度旭高第2394号－1 施行文「一部開示決定通知書」」	実施機関は提出した文書を、黒塗を施し「広聴について」などとすり替え隠ぺいを謀っているが、審査請求人が特定して請求した一連の文書を開示するよう求める。	個人情報本人開示請求書の記載から、令和4年度旭高第2394号「令和5年1月19日付開示請求に対する一部開示の決定について」、令和4年度旭高第2394号－1 施行文「一部開示決定通知書」を特定した。
第3101号	令和5年4月27日 旭高第178号	「令和4年度旭高第2394号「令和5年1月19日付開示請求に対する一部開示の決定について」、令和4年度旭高第2394号－2 施行文「一部開示決定通知書」」	同上	個人情報本人開示請求書の記載から、令和4年度旭高第2394号「令和5年1月19日付開示請求に対する一部開示の決定について」、令和4年度旭高第2394号－2 施行文「一部開示決定通知書」を特定した。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年4月27日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和6年5月9日 (第31回第四部会)	・審議
令和6年6月6日 (第32回第四部会)	・審議